

平成 28 年度 全国中学校体育大会
第 43 回全日本中学校陸上競技選手権大会

テント・シート（敷物）管理運営要項

下記の通り、テント・シート（敷物）を規制します。本大会の会場となる松本平広域公園陸上競技場は、信州まつもと空港が隣接します。自己責任、各学校など団体責任のもと、テント・シート（敷物）の確実な管理をお願いいたします。

1 都道府県別テント

(1) 使用可能期間

平成 28 年 8 月 20 日（土）12 時 00 分から平成 28 年 8 月 24 日（水）の競技終了まで

(2) 設置場所

実行委員会は、申し込みのあった都道府県に対して、本競技場と補助競技場の間にある松林付近に都道府県別テントを設置する。

(3) 費用および割り振り抽選

申し込みを行った都道府県の代表者は、依頼したテント数に応じて費用（1 張 ￥17,000 円）を負担する。場所の割り振りは、全国委員長会議の際に抽選を行い決定する。

2 ブロック別テント

(1) 使用可能期間

平成 28 年 8 月 20 日（土）12 時 00 分から平成 28 年 8 月 24 日（水）の競技終了まで

(2) 設置場所

補助競技場内にブロック別テントを設置する。

3 個人テント

(1) 設置可能期間

平成 28 年 8 月 22 日（月）から平成 28 年 8 月 24 日（水）まで
各日 7 時 00 分から競技終了まで

(2) 設置場所

個人テントを設置できる場所は、本競技場芝生スタンド上段の指定された区域とする。指定された区域以外の場所に設置した場合は、大会実行委員会が撤去する。

(3) 個人テント設置規制

設置可能エリアは、芝生スタンドの上段のみとする。テントやシートは風で飛ばされないよう確実に固定すること。その際、通路にテントの留め具等がはみ出さないように配慮願いたい。スクリーン前や走幅跳ピット付近およびホームストレート延長上のエリア（次頁図 網掛け部分）は設置を禁止する。なお、大会実行委員会が競技運営に支障があると判断した場合は、テントの撤去をお願いすることがある。下段については、コーチングエリアを除いて

観戦は可能だが、シートやロープなどを用いての場所取りはできない。観戦に使用したシートなども移動の際には撤去すること。



4 個人エリア（体育館）

(1) 設置可能期間

平成 28 年 8 月 21 日（日）から平成 28 年 8 月 24 日（水）まで
各日 7 時 00 分から競技終了まで

(2) 使用可能場所

メインアリーナ、観覧席、各フロアの通路もしくは廊下。ただし、避難通路、消火栓前、通行の妨げになる場所は、設置禁止とする。サブアリーナおよび 2 階会議室、応接室は、大会実行委員会が使用するため個人での利用はできない。

5 注意事項

- (1) 許可された場所以外へのテント等の設営は禁止する。
- (2) 緊急時を考慮し、本競技場メインスタンド全域での場所取りは禁止する。
- (3) 植え込み、立ち木、フェンス等を利用した設営は禁止する。
- (4) 設置物の管理者は、責任をもって管理し、突風等で吹き飛ばすことがないように十分な対処を行うこと。特に、日よけ用の大きな傘等、突風による飛来が想定される物品の設置を禁止する。
- (5) 避難経路上、消火栓付近、および通行の妨げになることが予想される場所では、場所を取ったり、物を置いたりしない。
- (6) 実行委員会は、許可範囲外での設置や場所取りなど、大会運営に支障をきたすと判断した場合はブロック長を通して、各都道府県へ撤去を求める。求めに応じない場合は実行委員会で撤去し保管する。
- (7) 競技場内にあるコンセントの使用は禁止する。
- (8) 競技場内の交通規制・全駐車場の駐車規制は平成 28 年 8 月 21 日（日）から行う。
- (9) 都道府県別テントの日陰、個人テント、および体育館の荷物は、毎日片づける。
- (10) 都道府県の代表者は、割り当てられたテントの管理責任を負うものとする。
- (11) 大会実行委員会は、紛失や盗難、破損および隣接空港への飛来による賠償等について一切の責任を負わない。